

議案第8号

四條畷市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市下水道条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年5月31日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

消費税法の改正に伴い、令和5年10月1日に導入される適格請求書保存方式に対応する等、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 四條畷市下水道条例（昭和60年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第23条を同条第1項とし、同条に第2項として次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、第24条第1項本文の規定による場合の使用料の額は、各月分の料金算定基礎額の合計額に消費税法の規定による消費税の額及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を加えた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第23条第1項中「算定した額」の次に「(以下、この条において「料金算定基礎額」という。)」を加える。

第2条 四條畷市下水道条例の一部を次のように改正する。

第35条中「第30条の許可」を「第32条の許可」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和5年10月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。